



(株)カイトーでは
生命保険も取り扱っております！



さまざまな生命保険の商品を取り揃えております。
ご相談は左記の二次元コードより
ご連絡をお願いいたします。



臨床研究・治験の保険も



おまかせください！

資料請求はこちら

取扱保険代理店HPから、
資料請求できます。



資料請求はこちら

下欄に記入のうえ、FAXまたはMAILでも資料請求できます。パンフレット・お申込書類をお送りします。

フリガナ			氏 名	姓	名
氏 名				姓	名
会員番号					
性 別	☐ 男 ☐ 女				
生年月日	西暦	年	月	日	
住 所	〒 -				
電話番号	()				
E-mail					

ご希望内容に☒をお願いします。

☐ トータルサポートプラン
(日本脳神経外科学会団体保険)
詳細パンフレットの送付を希望します。

生命保険のご相談

☐ 商品パンフレットなどの詳しい資料の
送付を希望します。

☐ 説明を聞きたい(電話・メール希望)

☐ 説明を聞きたい(訪問希望)

☐ 死亡保険

☐ 個人年金保険

☐ がん保険

☐ その他商品 ()

※上記にご記入いただいた個人情報は、(株)カイトーが代理店委託契約を締結している保険会社の保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。

お問い合わせ先

<取扱保険代理店>

損害保険
生命保険 **KAITO** 株式会社カイトー
ドクター営業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6
E-MAIL : med-jns@kaito.co.jp
TEL : 03-3369-8811 / FAX : 03-3369-8851
受付時間 平日午前9時から午後5時



メールはこちら

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 050-3808-5528
※電話番号が変更になりました
受付時間 平日午前9時から午後5時

(SJ25-05690 2025.08.12)



日本脳神経外科学会

会員の皆さまへ

2026年版 団体保険制度のご案内

安心して医業に専念するためのお手伝い

充実した内容の団体保険制度で、先生やご家族・従業員を守ります！

保険期間 2026年2月1日午後4時から
2027年2月1日午後4時まで 1年間となります。

いつでも
加入
できます！

医療業務に係る保険

WEBで一括申込可能
クレジットカード対応

WEB 郵送
FAX MAIL

最大1事故3億円まで補償

I 勤務医師賠償責任保険 団体割引 20%

II 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険

III クレーム対応費用保険

IV 勤務医サイバー保険 団体割引 20%

病気・ケガに備える保険 郵送

V トータルサポートプラン 団体割引 10%

・所得補償プラン ・医療補償プラン ・傷害総合プラン

I ~ IV
WEBで一括申込
クレジットカード払い
対応

キリトリ線

そんな不安、リスクに備える保険を ご用意しました!

万が一、
医療事故が起こったら…

I 勤務医師賠償責任保険 → P.6

勤務医師の医療事故に備えた保険!

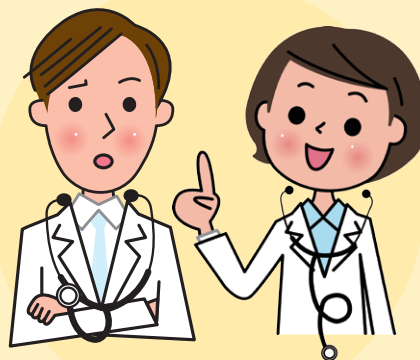
常勤の病院における医療行為のほか、オンライン診療、
アルバイト先など他の医療施設や公共の場における緊急
対応で行った医療行為に起因する賠償事故も対象です。
(日本国内に限ります)

診療科は問わず(美容目的を除く)、
自己負担はありません。

賠償請求に応訴する際の訴訟費用・
弁護士費用も補償します。

※留学中のオンライン診療はP.8のQ2参照

医療事故の
賠償金が高額化…



やっぱり
1事故3億円補償の
300型がおすすめみたい!
万一の際に補償が足りないと
困るものね～。

悪質な口コミやモンスター
ペイシエントにどう対応したら…

III クレーム対応費用保険 → P.12

患者による過度なクレームやトラブルの増加傾向に備え、
患者からの業務妨害行為に対応する弁護士費用を補償します。

クレーム対応に関する専門相談窓口“クレームコンシェル”
に無料で何度でもご相談可能!

病気やケガで働けなくなったとき収入が減ったらどうしよう?
ストレスが多くメンタルも心配…

V トータルサポートプラン 所得補償プラン 医療補償プラン 傷害総合プラン → P.20

先生とご家族の毎日の生活を安心サポート!!

先生やご家族の病気やケガに備える保険です。

詳しい内容については、本パンフレットとは別のパンフレットをご用意していますので、
取扱保険代理店(株)カイトーまで資料請求ください。



資料請求はこちら



団体保険制度の保険約款は、取扱保険代理店株式会社カイトーのホームページに
掲載しており、ご覧いただけます。

【ホームページ】

https://www.kaito.co.jp/doctor/doctor_yakkan.html

産業医として働いてみいるけど、
いろいろトラブルがありそう…

II 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険 → P.10

医師賠償責任保険だけでは補償されない嘱託医として行う
医療行為以外の活動において、不測の事故が発生し、損害賠
償請求がなされたことで被る損害を補償します。

怪しいメールがくる
パソコン・携帯に個人情報が入っている

IV 勤務医サイバー保険 → P.14

個人情報漏えいやサイバー攻撃に備える保険です。

患者様や病院等に与えた損害についての賠償金や、原因調査・
データ復旧の事故対応費用を補償します。

事故時に専門会社のSOMPOリスクマネジメント社が
緊急対応サポートします!

いつでも
加入手続き
できます!

お手続きの流れ(新規・継続・中途加入)

「1 加入申込」と「2 保険料お支払」をお願いします。

I 勤務医師賠償責任保険

II 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

III クレーム対応費用保険

IV 勤務医サイバー保険

4つの保険すべてでWEB
による加入申込、クレジッ
トカード払いによる保険料
お支払いができます!

1

加入
申込

詳細 → P.4

A 現在、保険料クレジットカード払い、もしくは口座振替でご加入中の
先生は、全てのご加入契約(I~IV)が自動継続となり、ご変更が
ない先生はお手続き不要です。

B 上記 A 以外の先生は、
① WEB もしくは
② 加入依頼書をFAX・MAIL・郵送(ご記入方法はP22、23参照)
からご選択ください。
★クレジットカード払いはWEB申込が必須です。

2

保険
料
お
支
払

A. クレジットカード払い WEB限定

自動継続
自動決済

B. 口座振替 自動継続

C. 銀行振込 からご選択ください。

詳細 → P.5

※中途加入は A.クレジットカード払い または C. 銀行振込 となります。

3

加入
者
証
の
発
行

補償開始翌月中旬頃、郵送します。
お手続き完了後、WEBサイトでも印刷可能

※団体契約のため、先生個人への保険料領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。

1 加入申込

1 WEBでのお手続き

次のお手続きが年中・24時間いつでもおこなえて大変便利です！

- 加入申込み・登録内容の変更手続き
- 加入者証の印刷（お手続き完了後）・ご加入状況の確認

一般社団法人 日本脳神経外科学会 HP

https://www.jnss.or.jp/jns_web/jsp/MemberNinsyou.jsp

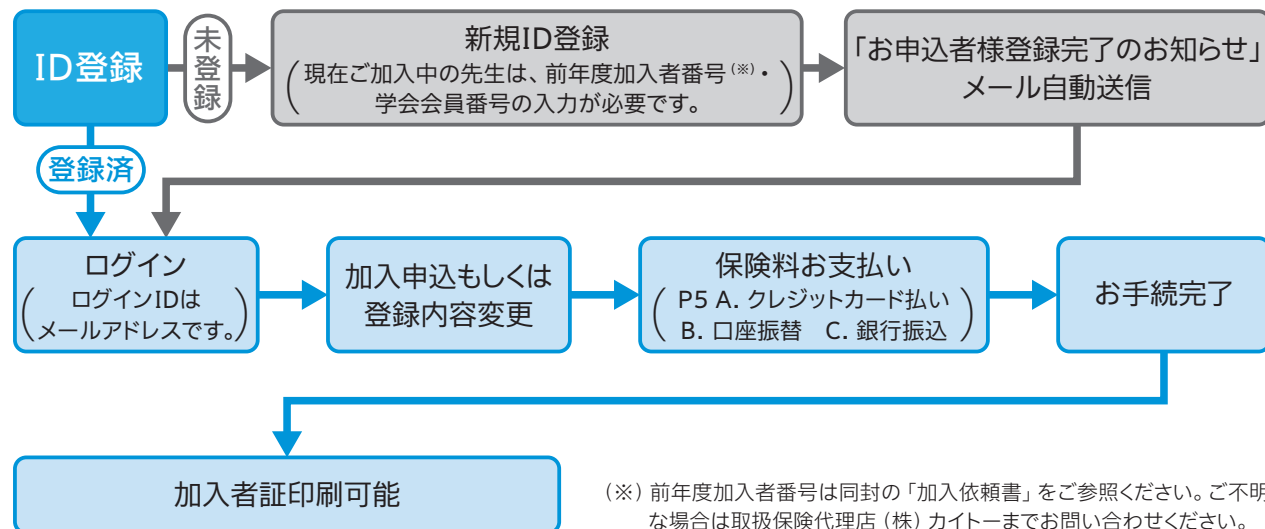
に会員ログインし、「医療業務に係る団体保険 WEB 申込」のバナーにお入りください。



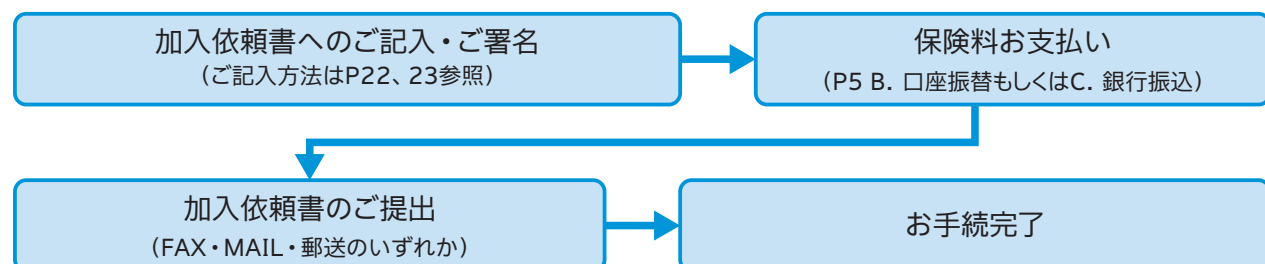
こちらのコードからアクセスできます。

各種お手続き案内メールが送信されます。

予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。



2 加入依頼書をFAX・MAIL・郵送でのお手続き



送付先

取扱保険代理店
株式会社カイトー ドクター営業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6
TEL: 03 (3369) 8811 FAX: 03 (3369) 8851
E-mail: med-jns@kaito.co.jp TEL受付時間/平日午前9時から午後5時



2 保険料お支払

クレジットカード払い、
銀行振込はいつでも加入できます。

A クレジットカード払い

自動継続
自動決済

中途加入の場合、
最短で保険料決済日の
翌日午後4時補償開始!!

(WEB申込限定・加入依頼書の提出不要)

- 対象カード：VISA/MASTER/JCB/AMEX/DINERS (推奨) 脳神経外科学会カード使用
- 新規加入の先生・銀行振込でご加入中の先生：
➡2026年1月31日(土)までにWEB申込およびクレジットカード決済ください。
- 口座振替でご加入中の先生：
➡変更締切日2025年11月14日(金)までにWEBにて変更申込およびクレジットカード決済ください。
- クレジットカード払いでご加入中の先生：
➡2025年12月26日(金)にクレジットカード自動決済
➡ご加入内容に変更がある場合は2025年11月14日(金)までにWEBにて変更申込み
※クレジットカードの有効期限切れの場合、自動継続できません。WEBにてカード情報を変更ください。
- 保険は自動継続となります。ただし学会員の資格を喪失した場合は保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

B 口座振替

自動継続

2月1日付ご加入のみ

預金口座振替依頼書（別紙）を漏れなくご記入・ご捺印のうえ加入依頼書と一緒に郵送ください。
(FAX・MAILでの送付は受付できません。)

提出締切日 2025年11月14日(金) 口座振替日 2025年12月29日(月)
変更締切日 2025年11月14日(金)

- 前年口座振替でご加入の先生：
➡ご加入内容に変更のある場合は、2025年11月14日(金)までにWEBもしくは加入依頼書にて変更申込み
- 保険は自動継続となります。ただし学会員の資格を喪失した場合は保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

(※) ご利用いただける金融機関は取扱金融機関一覧をご参照のうえご記入ください。

(※) 必ずご指定口座の金融機関届出印をご捺印ください。

(※) 残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2026年1月中旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。

(※) この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス株式会社に委託しております。
口座振替手数料として保険料とは別に110円がご加入者負担となります。

C 銀行振込

中途加入の場合、最短で保険料着金日の
翌日午後4時補償開始!!

振込締切日 2026年1月30日(金) 着金 ※中途加入の場合は補償開始日の前日

ご加入いただく「型」・「プラン」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

※銀行窓口送金・ATM送金・インターネットバンキング送金いずれでもOKです。

⚠ ご依頼人（振込人名義）は「加入者氏名（カナ）＋生年月日（西暦）」でお振込みください。
(スペース不要) 例) カイトウタロウ19861020

振込先 | みずほ銀行 東京中央支店 普通 2015946 日本脳神経外科学会

振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

勤務医師賠償責任保険

ご加入対象者（被保険者）：会員（勤務医）

万一の医療事故による高額賠償への備えに。
300型（対人1事故3億円）への加入・切替をおすすめいたします！

1 保険の概要

被保険者（ご加入された先生ご本人）またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者（看護師等）が日本国内で行った医療業務によって患者の身体に障害（死亡を含みます）が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

常勤の医療施設以外での医療事故も対象となります。
国内のオンライン診療も対象です。

※留学中のオンライン診療はP.8のQ2参照

医療業務遂行上の過失を認めない場合でも、
医師個人が患者側から損害賠償請求を受け、
訴訟にいたる事例があります。

訴訟費用、
弁護士費用

勤務医個人への請求も
増えているみたい…

賠償金が
高額化…

アルバイト先
老施設も対象！

公共の場での
緊急対応

お支払いする保険金の種類は…

- ①法律上の損害賠償金 ……被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料 など
②争訟費用等 ……訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用 など
（ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。）

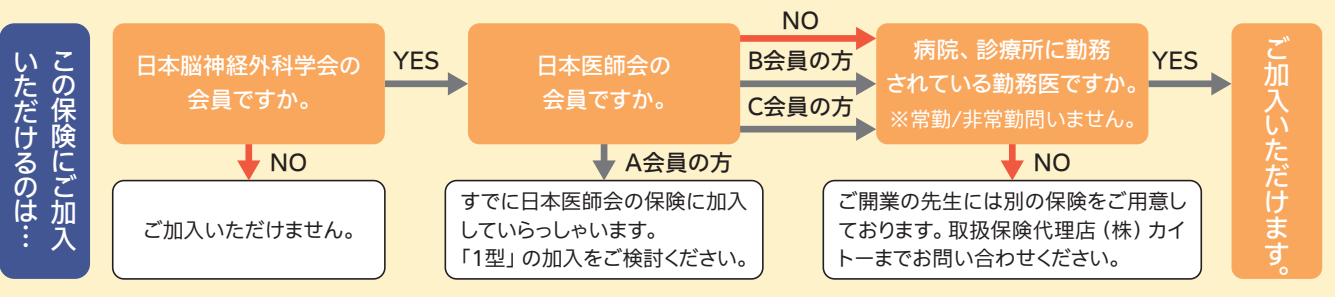
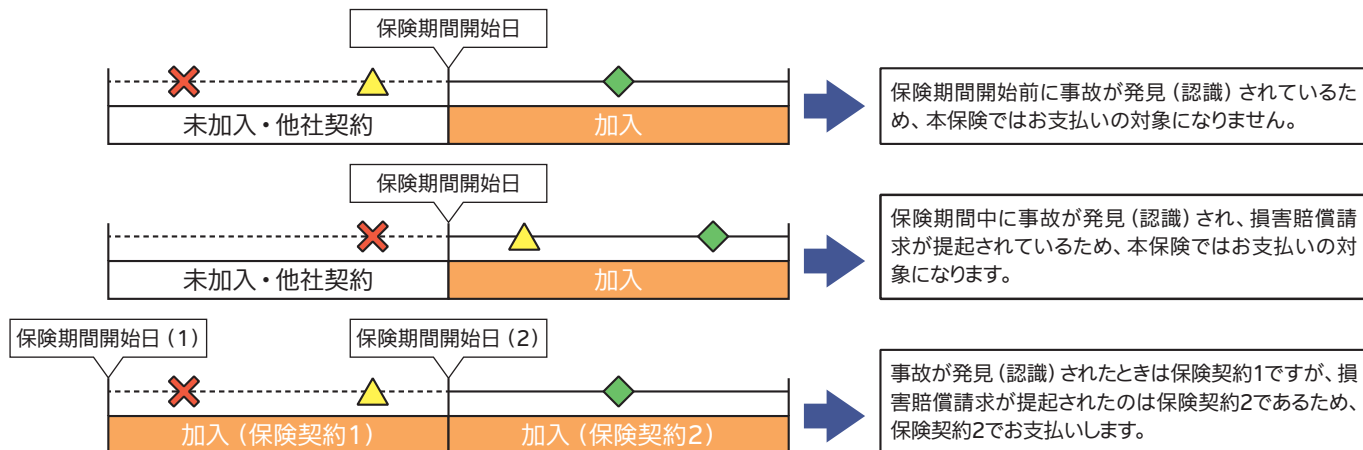
※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

保険期間と保険責任について

保険期間中に損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

●保険期間と保険責任の関係は次のとおりです。

保険加入の場合 ✕：医療事故の発生 ▲：事故が発見（認識）された日 ◆：損害賠償請求が提起された日



オプション 医療付随業務担保追加条項

追加保険料あり
任意セット

医療行為以外の業務従事中の賠償責任をカバーする勤務医専用の補償です。

- 勤務医師賠償責任保険に、この追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。

勤務する医療機関における医療行為以外の業務、大学における教育、実習教員としての学校業務、学会・医師会等の運営、テキスト作成、学術総会への出席など
受託した財物の損壊による賠償や他人のプライバシー侵害等の“人格権侵害”の賠償についても、補償の対象となります。
※受託した財物とは、医療の対象者から受託している身の回り品等の財物をいいます。

想定される事例

身体障害を負わせてしまった場合（付随業務担保条項）

- 病院内で高齢の患者とぶつかり、患者が転倒して骨折してしまっ

財物を壊してしまった場合（付随業務担保条項）

- 患者から預かったノートパソコン、スマホ、メガネなどを落として破損してしまっ

人格権を侵害してしまった場合（人格権侵害担保条項）

- 所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してまっ
- 過度に興奮した患者の身体を拘束する処置を行ったところ、不当な身体抑制により自由を侵害されたとして、患者の家族から訴えられた

追加保険料なし自動セット 刑事弁護士費用担保追加条項（詳しくはP17をご参照ください。）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用を、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）1事故あたりおよび保険期間中の保険金額は500万円となります。ただし、被保険者の有罪が確定した場合は支払われません。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

団体割引
20%

〔保険期間1年、団体割引20%、一括払〕

加入型	保険金額（対人）		自己負担額	年間保険料 医師1名あたり
	1事故につき	期間中		
300型	3億円	9億円	0円	62,400円
200型	2億円	6億円	0円	51,570円
100型	1億円	3億円		40,660円
1型	100万円	300万円		4,000円

- ※70型・50型・30型の取扱いもございます。保険金額・保険料につきましてはWEB申込画面で確認いただくか取扱保険代理店までお問い合わせください。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・すでに日本医師会保険（日医A①・A②会員）に加入されている先生は、自己負担額100万円を補償する「1型」の加入をご検討ください。

オプション〔医療付随業務担保追加条項〕 ※オプションのみでのご加入はできません。				
担保条項	対象となる損害	保険金額	自己負担額	年間保険料 医師1名あたり
付随業務担保	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	0円	800円
	受託物に対する損害	1事故 50万円		
人格権侵害担保	人格権の侵害に 起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について かつ保険期間を通じて1億円	0円	800円

3 中途加入される場合の保険料

- 保険料お支払方法はクレジットカード払い・銀行振込みのみとなり、口座振替はできません。
- 補償開始日は保険料がクレジットカード決済された日・学会登録口座に銀行振込された日（着金日）の翌日午後4時以降でご指定いただけます。

補償開始日	2026年 2月中	2026年 3月中	2026年 4月中	2026年 5月中	2026年 6月中	2026年 7月中	2026年 8月中	2026年 9月中	2026年 10月中	2026年 11月中	2026年 12月中	2027年 1月中
補償終了日	2027/2/1											
おすすめ 300型	62,400円	57,200円	52,000円	46,800円	41,600円	36,400円	31,200円	26,000円	20,800円	15,600円	10,400円	5,200円
200型	51,570円	47,270円	42,980円	38,680円	34,380円	30,080円	25,790円	21,490円	17,190円	12,890円	8,600円	4,300円
100型	40,660円	37,270円	33,880円	30,500円	27,110円	23,720円	20,330円	16,940円	13,550円	10,170円	6,780円	3,390円
1型	4,000円	3,670円	3,330円	3,000円	2,670円	2,330円	2,000円	1,670円	1,330円	1,000円	670円	330円
医療付随業務 担保追加条項	800円	733円	667円	600円	533円	467円	400円	333円	267円	200円	133円	67円

※ 70 型・50 型・30 型の取扱いもございます。保険金額・保険料につきましては WEB 申込画面で確認いただくか取扱保険代理店までお問い合わせください。

勤務医師賠償責任保険Q&A

Q1 途中で解約したいのですが…

A 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただきますと、翌月 1 日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。その際はお手続き方法を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時のご注意 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合

解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください※。

ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。

※その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象なりません。

Q2 保険期間の途中で留学する場合の手続きは…

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。したがって、留学前に行った医療行為に基づき、留学中に損害賠償請求が相手方より提起された場合、保険に加入していないと補償ができない事態が発生します。そのため、留学により保険契約を解約される場合には「損害賠償請求期間延長担保追加条項」※をセットしていただくことをお勧めします。

※「損害賠償請求期間延長担保追加条項」とは保険期間終了（解約）前に行った医療に起因して保険期間終了後に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。延長期間は、「5年間」または「10年間」のいずれかをお選びいただけます。

1 留学期間が1年未満の先生または日本に一時帰国し医療行為を行うことが想定される先生

このまま保険契約の継続手続きをお取りください。事前に留学中のご連絡先（日本国内）をご登録いただきますと、そちらの住所へ継続手続書類を送付します。

2 留学期間が1年を超える先生

現在ご加入いただいている保険期間の満期日または解約日と同日付にて「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットしていただければ、保険期間の満期日または解約日から「5年間」または「10年間」（いずれかお選びいただけます。）に損害賠償請求を提起された場合も補償されます。留学前に上記追加条項をセットし、解約のお手続きをお取りください。上記追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3 留学中に日本国内の患者に対し、オンライン診療をする先生

下記の条件のもとで補償対象となります。詳しくは取扱保険代理店もしくは損保ジャパンへお問合わせください。

- ①日本の医師免許を有している。
- ②患者は国内で受診している。
- ③診療報酬が国内で発生している。
- ④医師が行う診療が日本の医師法（日本の医師免許）の適用を受ける。

Q3 医師を引退する場合の手続きは…

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象とならないため、引退されるにあたって、現在ご加入いただいている保険期間の満期日または解約日と同日付で「損害賠償請求期間延長担保追加条項」（Q2 A※参照）をセットし、以後「5年間」または「10年間」（いずれかお選びいただけます）に損害賠償請求をされても補償されるように手続きされることをお勧めいたします。本追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Q4 保険期間の途中で開業する予定があるのですが…

- A** 開業前に取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡をお願いします。
- 日本医師会 A①会員になるご予定の先生 ……………解約、もしくは日本医師会保険の自己負担額100万円を補償する「1型」への変更をご検討ください。保険料は月割でご返金します。
 - 上記以外の先生 ……………解約のお手続きをします。保険料は月割でご返金します。開業の先生向けの保険のご案内をご希望の場合はご連絡ください。

Q5 事故が起こった場合は…

- A** 万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含みます。）は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。ただちにご連絡いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

**事故の
ご連絡先**

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師専門賠償保険金サービス課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階
 電話 03 (3349) 5394 受付時間 平日／午前9時から午後5時まで
 ※上記受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
 0120-727-110 受付時間：【平日】午後5時から翌日午前9時まで
 【土日祝日（12月31日から1月3日を含みます）】24時間

- 注意** ①賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。）
- ②事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
- ③この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象となりません。

1 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

（注1）事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

2 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

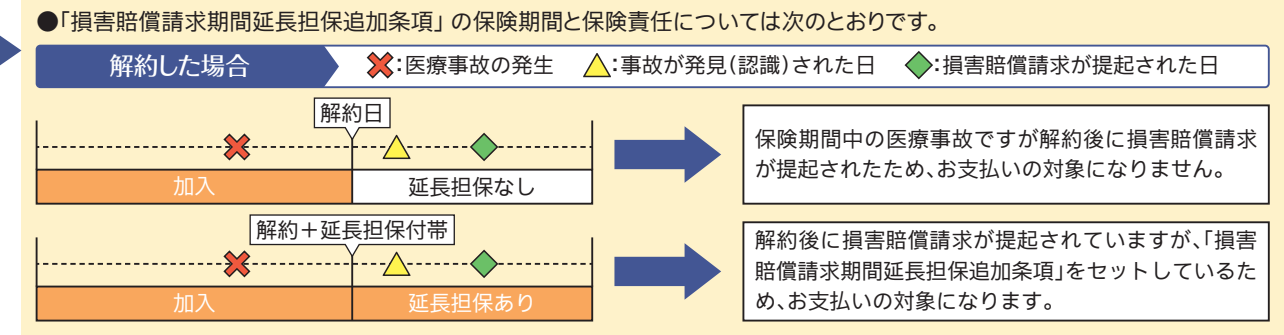
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

- ①被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- ②被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ③相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ④被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

（注）2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。



産業医・学校医等嘱託医 活動賠償責任保険

ご加入対象者（被保険者）：
会員（勤務医）、会員が理事長となっ
ている医療法人または開設者・管理者と
なっている医療施設

※日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の医師が加入対象となります。また、損保ジャパンで医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

1 保険の概要

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、**医療行為以外の活動**において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害について、保険金をお支払いします。



以下①～④の活動をする医師を、総称で「**嘱託医**」と呼びます。

- ① 労働安全衛生法により定められた産業医
- ② 国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③ 学校保健安全法により定められた学校医
- ④ 児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医

医師賠償責任保険は、**医療行為**に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払します。
そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、医師賠償責任保険では**対象とならないケースがあります！**
医師賠償責任保険（別売）と産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、**嘱託医の活動にかかわるリスクを総合的にカバーすることができます。**



お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金 ……被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料など
- ② 争訟費用等 ……訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

産業医の職務遂行における責任について〈想定される事例〉

	事例
①	うつ病で休職した従業員が主治医から復職可能と診断されたにもかかわらず、産業医が復職を認めなかったために退職させられた。その従業員から退職させられたのは不当として損害賠償請求を受けた。
②	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
③	嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員からHIV感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所はHIVであることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
④	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談で、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記の①～④の行為は“医療行為”に該当しないと考えられます。

もし事故が発生したら…

P9勤務医師賠償責任保険Q&A Q5「事故が起こった場合は・・・」の項目をご参照ください。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

支払限度額 1事故：1億円／保険期間中：3億円 **自己負担額** なし

〔保険期間1年、一括払〕

契約形態	年間保険料
勤務医（1名あたり）	5,000円
診療所（有床・無床）（1施設あたり）	5,000円

開業医向け

開業医向け
勤務医包括※
5,000円

※勤務医師包括担保追加条項（オプション）

医療施設が請け負った嘱託医の業務において、勤務医個人の賠償責任を名簿の備え付けを条件として無記名で包括的にカバーする追加条項です。

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

3 中途加入される場合の保険料

- 保険料お支払い方法はクレジットカード払い・銀行振込みのみとなり、口座振替はできません。
- 補償開始日は保険料がクレジットカード決済された日・学会登録口座に銀行振込された日（着金日）の翌日午後4時以降でご指定いただけます。

補償開始日		2026年 2月中	2026年 3月中	2026年 4月中	2026年 5月中	2026年 6月中	2026年 7月中	2026年 8月中	2026年 9月中	2026年 10月中	2026年 11月中	2026年 12月中	2027年 1月中
補償終了日		2027/2/1											
契約形態	勤務医	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円
	診療所	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円
オプション	勤務医包括 (診療所)	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円

クレーム対応費用保険

ご加入対象者（被保険者）：
会員（勤務医）、会員が理事長となっ
ている医療法人または開設者・管理者と
なっている医療施設

1 保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。
損保ジャパンが指定する専門相談窓口（クレームコンシェル）による相談、アドバイス等のサービスを無料で受けることができます。また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に係る費用を保険金としてお支払いします。

クレームコンシェルへの
相談件数も
年々増えてきています！

UP!

悪質な口コミ…

モンスター
ペイシエント…

クレームが
増えてきたなあ…

お支払いする保険金

弁護士費用保険金：相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。
※日当、顧問料は含まれません。損保ジャパンの事前承認が必要です。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

〔保険期間1年、一括払〕

	プラン	おすすめ クレーム300万	クレーム200万	クレーム100万	クレーム50万
		1事故300万円 期間中900万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故100万円 期間中300万円	1事故50万円 期間中150万円
契約形態	勤務医（1名あたり）	15,000円	12,500円	10,000円	8,750円
	診療所（1施設あたり）	30,000円	25,000円	20,000円	17,500円

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

お支払いする保険金＝（弁護士からの請求費用－自己負担額1万円）×90％

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

3 中途加入される場合の保険料

- 保険料お支払い方法はクレジットカード払い・銀行振込のみとなり、口座振替はできません。
- 補償開始日は保険料がクレジットカード決済された日・学会登録口座に銀行振込された日（着金日）の翌日午後4時以降でご指定いただけます。

補償開始日		2026/2月中	2026/3月中	2026/4月中	2026/5月中	2026/6月中	2026/7月中	2026/8月中	2026/9月中	2026/10月中	2026/11月中	2026/12月中	2027/1月中
おすすめ	補償終了日	2027/2/1											
	クレーム300万（支払限度額 1事故300万円・期間中900万円）												
勤務医	1名あたり	15,000円	13,750円	12,500円	11,250円	10,000円	8,750円	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円
診療所	1施設あたり	30,000円	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
クレーム200万（支払限度額 1事故200万円・期間中600万円）													
勤務医	1名あたり	12,500円	11,460円	10,420円	9,380円	8,330円	7,290円	6,250円	5,210円	4,170円	3,130円	2,080円	1,040円
診療所	1施設あたり	25,000円	22,920円	20,830円	18,750円	16,670円	14,580円	12,500円	10,420円	8,330円	6,250円	4,170円	2,080円
クレーム100万（支払限度額 1事故100万円・期間中300万円）													
勤務医	1名あたり	10,000円	9,170円	8,330円	7,500円	6,670円	5,830円	5,000円	4,170円	3,330円	2,500円	1,670円	830円
診療所	1施設あたり	20,000円	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円
クレーム50万（支払限度額 1事故50万円・期間中150万円）													
勤務医	1名あたり	8,750円	8,020円	7,290円	6,560円	5,830円	5,100円	4,380円	3,650円	2,920円	2,190円	1,460円	730円
診療所	1施設あたり	17,500円	16,040円	14,580円	13,130円	11,670円	10,210円	8,750円	7,290円	5,830円	4,380円	2,920円	1,460円

クレーム行為とは…

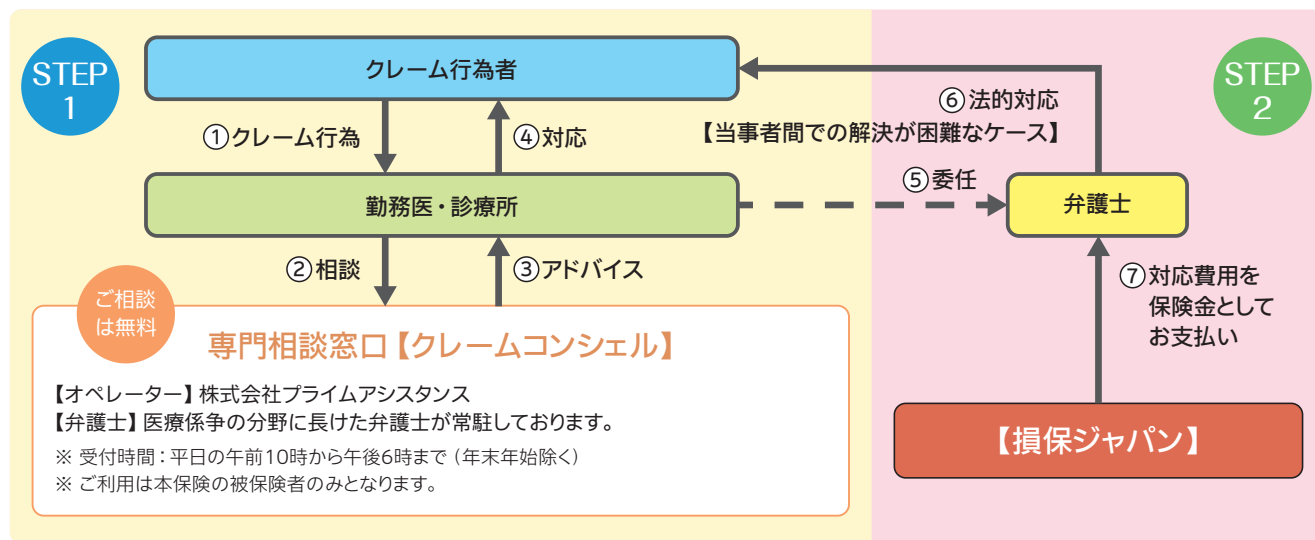
被保険者の業務に対して、他人が暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
※他人とは被保険者以外の者をいいます。

- 契約形態が勤務医の場合は、アルバイト先でのトラブルも対象となります！

想定されるクレーム事例

- ◆インターネットに悪質な口コミを載せられて風評被害が発生したので削除要請したい。
- ◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、職員に暴行し傷害を負わせたので損害賠償請求したい。
- ◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けているので止めさせたい。

もしクレームを受けたら…



STEP 1 クレームコンシェルに相談（①～④）

- 対象のクレームが発生した場合、クレームコンシェルにご相談ください。
- クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。
クレームコンセルの問合せ電話番号は、加入者証に掲載します。
お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

- 【ご注意】
- ・クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。（個別具体的に法的な助言は行いません。）
 - ・クレームコンシェル内弁護士との1回のご相談時間の目安は15分とさせていただきます。
 - ・保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険の対象となる相談は対象外です。
 - ・医療事故等の場合は、損保ジャパン（P9参照）にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に対応依頼（⑤～⑦）

- クレームコンシェルが当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

- 【ご注意】
- 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンシェルに相談があったうえで、損保ジャパンが承諾した場合のみとなります。



勤務医サイバー保険

1 保険の概要

個人情報漏えいやサイバー攻撃によるウイルス感染など、近年拡大しているリスクに備える保険です。

勤務医の先生個人が患者様や病院、第三者に与えた損害についての賠償金や、原因調査・データ復旧・見舞金などの各種事故対応費用を補償します。
国内外問わず、補償の対象となります。
事故時の緊急対応サポートもします！



■対象となる業務：被保険者の行うa.～d.の業務

- a. 被保険者が従事する医療施設の業務（アルバイト先も含まれます）
- b. 被保険者が従事する教育・研究機関で行う医療に付随する業務
- c. 被保険者が所属する医学会または医師会等の団体の業務
- d. a.～c.の業務に付随して行う業務

ただし、以下の場合は、第三者への被害が業務に関連するものである場合に限り、その業務以外の行為を業務に含められます。

- e. 情報の漏えいまたはデジタルコンテンツ不当事由が、業務以外の行為により発生した場合
- f. サイバー攻撃またはITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由が、業務以外の行為で発生した場合

お支払いする保険金

勤務医サイバー保険では、以下の①～④の事由に起因して発生する賠償責任と対応費用を補償します。

	対象事由	概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

賠償責任	
損害賠償金	
訴訟費用	
弁護士報酬	
など	

事故発生時の各種対応費用	
原因調査費用	情報機器等修理費用
データ復旧費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
見舞金、見舞品	有益なコンサルティングを受ける費用
など	

もしサイバー事故が発生したら…

事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師専門賠償保険金サービス課

電話 03 (3349) 5394 受付時間 平日／午前9時から午後5時まで

※上記受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

0120-727-110 受付時間：【平日】午後5時から翌日午前9時まで 【土日祝日（12月31日から1月3日を含みます）】24時間

●緊急対応サポートとしてこのようなサービスが受けられます（例）

原因究明、影響範囲調査支援、被害拡大防止アドバイス

SNS炎上対応支援

外部フォレンジック業者、協力弁護士事務所の紹介

など

想定される事例

勤務している医療施設の業務における事例	
個人の端末にサイバー攻撃が発生した結果、ウイルスに感染。病院内システムに感染し、ソフトウェアやデータが破損し、院内システムがダウンした。	
患者の医療情報が記載された資料が入ったカバンを置き忘れ、情報漏えいした。	

勤務している医療施設以外（教育・研究機関、学会・医師会、これに付随する業務）の業務における事例	
学会のガイドライン作成において、サイバー攻撃が発生し、患者の医療情報が漏えいした。	
研究の業務連絡のためにメーリングリストでメールをまわしたが、ウイルスに感染したファイルが混入しており、メール受信者の、ソフトウェアやデータが破損する被害が出た。	

ご注意

勤務している医療機関が被保険者となる同種の保険（サイバー保険等）に加入しているケースで、当該保険にて保険金が支払われた場合、保険会社より勤務医に対して求償権は行使されない場合もございますが、勤務医が直接訴えを受け損害賠償の負担や費用損害が発生した時には、当保険に加入していないと損害はカバーされません。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

団体割引
20%

〔保険期間1年、団体割引20%、一括払〕

おすすめ

プラン	補償	1請求/1事故・および期間中のお支払限度額	自己負担額	年間保険料
サイバー 5,000万	賠償責任	5,000万円	0円	4,800円
	費用	500万円		
サイバー 3,000万	賠償責任	3,000万円	0円	3,800円
	費用	300万円		
サイバー 1,000万	賠償責任	1,000万円	0円	2,600円
	費用	100万円		

※ 1加入者毎に、保険期間中にお支払いする保険金の合計額は、賠償責任の保険金額を限度とします。

3 中途加入される場合の保険料

- 保険料お支払い方法はクレジットカード払い・銀行振込みのみとなり、口座振替はできません。
- 補償開始日は保険料がクレジットカード決済された日・学会登録口座に銀行振込された日（着金日）の翌日午後4時以降でご指定いただけます。

おすすめ

補償開始日	2026/2月中	2026/3月中	2026/4月中	2026/5月中	2026/6月中	2026/7月中	2026/8月中	2026/9月中	2026/10月中	2026/11月中	2026/12月中	2027/1月中
補償終了日	2027/2/1											
サイバー 5,000万	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円
サイバー 3,000万	3,800円	3,480円	3,170円	2,850円	2,530円	2,220円	1,900円	1,580円	1,270円	950円	630円	320円
サイバー 1,000万	2,600円	2,380円	2,170円	1,950円	1,730円	1,520円	1,300円	1,080円	870円	650円	430円	220円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：次の4つの商品をご案内しております。
- ①勤務医師賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。）
 - ②産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険（業務過誤賠償責任保険普通保険約款、嘱託医に関する特約条項、勤務医師包括担保追加条項[※]）（※被保険者が診療所の場合のみオプションでセットできます。）
 - ③クレーム対応費用保険（費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各特約をセットしたものです。）
 - ④勤務医サイバー保険（業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医用追加条項（サイバー保険特約条項用））
- 保 険 契 約 者：一般社団法人　日本脳神経外科学会
- 保 険 期 間：2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時まで1年間となります。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人　日本脳神経外科学会
 - 被 保 険 者：①②③④一般社団法人　日本脳神経外科学会の会員である医師（勤務医）
②③一般社団法人　日本脳神経外科学会の会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

中途加入：着金日の翌日午後4時または着金日の翌日以降の任意の指定日の午後4時から2027年2月1日午後4時までとなります。

中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱保険代理店（株）カイトーまでご連絡ください。

勤務医師賠償責任保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金　被害者の治療費、入院費、休業損害、慰謝料　など
- ②争訟費用等　訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用　など（ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。）

この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
勤務医師賠償責任保険	①ご加入された先生（「被保険者」といいます。）が日本国内において医療行為を行うにあたり、職業上または職務上相当な注意を怠ったことにより医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が支払わなければならない損害賠償金や争訟費用などを保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）の範囲内でお支払いします。	①海外で行った医療に起因する賠償責任
	②次の医療事故により、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担した場合も、保険金お支払いの対象となります。	②美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
	（1）被保険者の直接指揮監督下にある看護師、放射線技師、薬剤師等のメディカルスタッフによる医療事故	③医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
	（2）標榜科目以外の医療行為に起因する医療事故	④名書き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
	（3）出張診療等で常勤以外の医療施設において行った医療行為に起因する医療事故 ^{（注1）}	⑤被保険者の故意によって生じた賠償責任
	③先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」することが想定されますが、この場合にも保険金のお支払いの対象になります。 ^{（注2）}	⑥被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
	（注1）医療施設等がご契約者、ご加入者となって、その医療施設に勤務されている先生を対象に医師賠償責任保険（勤務医師包括担保追加条項）に加入している場合がありますが、その医療施設以外で医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。今回ご案内する勤務医師賠償責任保険へのご加入を検討ください。	⑦被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
	（注2）ただし、この保険は、いかなる場合も医療施設の開設者・管理者・法人等・先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。	⑧医師、薬剤師、看護師等医療施設の使用人が業務從事中に被った身体障害
		⑨初めてご加入される契約の保険期間開始前に知っていた医療事故に起因する賠償責任
		など
医療付随業務担保追加条項	（1）付随業務担保条項	①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任
	○被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	②被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任
	○被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物（身の回り品等の財物）が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	（1）付随業務担保条項
	（2）人格権侵害担保条項	①被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
	○被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為 ^{（注）} により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	②受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
	（注）不当行為	（2）人格権侵害担保条項
	・不当な身体の拘束による自由の侵害または名書き損	①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任
	・口頭、文書、図案その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害	②被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
		など

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事弁護士費用担保追加条項	被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	次の事由に起因する損害
	なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
	公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用	②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
	弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など	次に掲げる刑事事件に起因する損害
	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時 ^{（注）} までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
	（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。	②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
	①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時。ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。	③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
	②裁判所が略式命令を発した時。ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。	④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
	③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。	⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
		⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件
		ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。
		など

産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

- ①医療行為に起因する損害賠償請求
- ②次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア.自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ.車両^{（注）}、船舶または動物（注）原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

クレーム対応費用保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
クレーム対応費用保険	保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。	以下の事由により発生した費用はお支払いできません。
	弁護士費用 被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。	①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
		②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
		③次のア.またはイ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
		ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
		イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア.に掲げる者以外の者
		④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
		⑤地震、噴火またはこれらによる津波
		⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
		⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
		⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
		⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
		⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
		⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
		⑫所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって生じた損害
		など

用語のご説明	
用語	用語の定義
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

勤務医サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いできない主な場合
共通	①次に掲げるものに起因する損害賠償請求 ア. 身体障害および精神的苦痛 イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害 ②直接であると間接であることを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求 ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請 ③直接であると間接であることを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求 ④直接であると間接であることを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求 ⑤直接であると間接であることを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求 ⑥保険契約者または被保険者の故意 ⑦被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為 ⑧被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為 ⑨他人の身体障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報漏えいまたはそのおそれを除きます。 ⑩記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のア. またはイ. の原因による場合を除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止 ⑪知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。 ⑫被保険者の業務の対価の見積りまたは返還 ⑬被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害 ⑭差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使 ⑮暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失 ⑯記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、次のア. またはイ. に起因する損害賠償請求 ア. 前払式支払手段の不正な操作または移動 イ. 不正な為替取引または資金移動 ⑰戦争等(以下のア. からウ. に掲げる者をいいます。) ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. ア. の過程または直接的な準備として行われた『国家関与型サイバー攻撃』 ウ. 『国家関与型サイバー攻撃』のうち、被害国家における次の(1)または(2)に重大な影響を及ぼすもの (1)『重要インフラサービス』の利用、提供または完全性 (2)安全保障または防衛
など	
事故に関する各種対応費用部分	①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ ②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用
など	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険、クレーム対応費用保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務に限ります。
- 勤務医サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または、記名・捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込後であってもお客さまがご契約を申込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|--|----|
| ①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 | など |
|--|----|

詳しい内容につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
- 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱保険代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 医師特約とクレーム対応費用保険では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

ご加入にあたってのご注意

- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- | |
|--|
| ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
② 業務内容
③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容 |
|--|

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。 平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。	【窓口:事故サポートセンター】0120-727-110
<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。	

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】 0570-022808<通話料有料>
受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。
必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
ご不明点等がある場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(一般社団法人 日本脳神経外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

トータルサポートプラン

保険期間

2026年2月1日午後4時～2027年2月1日午後4時

自動継続

団体割引

10%

毎月1日付でご加入できます！
対面のお手続き不要！

所得補償



まさか・長期療養なんて！
子供の教育費、住宅ローン…

先生とご家族の
毎日の生活を
安心サポート!!

医療補償

健康なうちに家族で
保険に加入しておけば…
やっぱり先進医療・個室入院…



資料請求はこちら

パンフレットと申込書類をご郵送致します！

所得補償
プラン

医療補償
プラン

糖尿病・高血圧症・狭心症など
持病のある方もご加入しやすい
プランです！

所得補償プラン
の
健康状態の告知
イメージ図



3つのプランから自由にお選びいただけます！

月々の給与をサポート！

所得補償プラン

(所得補償保険) (団体長期障害所得補償保険)

最高月額600万円まで補償
(満70～89歳は月額200万円まで)
長期間収入補償するコースもあります。

病気・ケガで働けなくなった
ときの収入減に備えて…

精神障害も
補償!!



入通院などの治療費をサポート！

会員

ご家族

従業員

医療補償プラン

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約等セット団体総合保険)

三大疾病診断保険金：一時金100万円
先進医療等費用補償：月額保険料50円で500万円まで

病気・ケガでの入通院などの
治療費に備えて…



何歳でも加入できるケガの保険！

会員

ご家族

従業員

傷害総合プラン

(傷害総合保険)

健康状態告知書不要
年齢、性別問わず同じ保険料



針刺し事故
にも対応



トータルサポートプランは、2025年7月時点での概要を説明したものです。
詳細は、(株)カイトーHPもしくは上記資料請求フォームから資料請求ください。

資料請求やお問合せなどにつきましては、取扱保険代理店 株式会社カイトーへご連絡ください。
TEL:03-3369-8811 E-MAIL:med-jns@kaito.co.jp

メールは
こちら



加入依頼書 記入例

- ①各種お手続き案内メールが送信されます。
予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。
- ②加入者証は、原則として以下にご記入いただいた住所に送付します。送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所および、
〇〇病院〇〇科までご記入ください。
- ③ご希望の加入項目に☑して保険料をご記入ください。

新規加入用

日本脳神経外科学会 団体保険 加入依頼書

申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。 申込日 20XX 年 X 月 X 日
・個人情報の取扱い(P19)に同意し、パンフレットの内容およびお手続きの流れ(P3～5)を確認して「団体保険」へ加入を依頼します。

氏 名	フリガナ カイトウ タロウ [旧姓: 開東 太郎]			ご加入確認 団体構成員確認 個人情報取扱同意	
学会会員番号		性 別	男	女	
TEL	03 (XXXX) XXXX	生年月日	西暦 19XX 年 X 月 X 日生	携帯TEL	()
メールアドレス	XXXX@XXX.com 各種お手続き案内メールが送信されます。予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。				
日本医師会会員区分	非会員もしくはA①会員、A②会員以外(B会員) A①会員 A②会員 重複加入を防ぐための確認項目となっております。会員区分がご不明の場合は、日本医師会へご確認いただきますようお願いいたします。				

※A①、A②会員の先生は日本医師会医師賠償責任保険に加入されていますので、勤務医師賠償責任保険は「1型」のみご加入いただけます。
また、日本医師会医師賠償責任保険には産業医の補償も含まれているため、本団体の産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。

※加入者証は、原則として以下にご記入いただいた住所に送付します。送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所および、〇〇病院〇〇科までご記入ください。

郵送物送付先住所	フリガナ トウキョウトシブヤク 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都渋谷区 〇-〇-〇				
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設(郵便物送付先が勤務先の場合は、ご記入不要です。)					
名 称	フリガナ 〇× 病院 〇× 科				
所在地	フリガナ トウキョウトシンジュクク 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区 〇-〇-〇 TEL 03-XXXXX-XXXX				

他の医師賠償責任保険契約 無 有 (保険会社: 保険金額: 満期日: 年 月 日)

加入項目・支払方法に✓してください。			保険料	保険料支払方法
I. 勤務医師賠償責任保険	☐ 300型	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	☐ 口座振替 (2026年2月1日付) ご加入のみ ☐ 銀行振込
	☐ 200型		円	
	☐ 100型		中途加入保険料	
	☐ ()型		円	
	☐ オプション		円	
II. 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険	☒ 勤務医	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	円
	☐ 診療所(□ 勤務医包括 有)		中途加入保険料	
III. クレーム対応費用保険	☒ 勤務医 ☐ 診療所	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	円
IV. 勤務医サイバー保険	☒ サイバー5,000万 ☐ サイバー3,000万 ☐ サイバー1,000万		円	
銀行振込日・振込銀行	11 月 1日 XX 銀行	銀行振込合計保険料 ※銀行振込分の合計保険料をお振込みください		円
V. トータルサポートプラン	☐ 資料請求希望			

<送付先> 取扱保険代理店
株式会社カイトー
FAX : 03-3369-8851
MAIL: med-jns@kaito.co.jp


振込先:みずほ銀行 東京中央支店
普通 2015946 日本脳神経外科学会
「カナ氏名+生年月日(西暦8ケタ)」でお振込ください。
メールはこちら

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK

新規加入用

日本脳神経外科学会 団体保険 加入依頼書

申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。 申込日 年 月 日
・個人情報の取扱い(P19)に同意し、パンフレットの内容およびお手続きの流れ(P3～5)を確認して「団体保険」へ加入を依頼します。

氏 名	フリガナ [旧姓:]			ご加入確認 団体構成員確認 個人情報取扱同意	
学会会員番号		性 別	男	女	
TEL	()	生年月日	西暦 年 月 日生	携帯TEL	()
メールアドレス	各種お手続き案内メールが送信されます。予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。				
日本医師会会員区分	非会員もしくはA①会員、A②会員以外(B会員) A①会員 A②会員 重複加入を防ぐための確認項目となっております。会員区分がご不明の場合は、日本医師会へご確認いただきますようお願いいたします。				

※A①、A②会員の先生は日本医師会医師賠償責任保険に加入されていますので、勤務医師賠償責任保険は「1型」のみご加入いただけます。
また、日本医師会医師賠償責任保険には産業医の補償も含まれているため、本団体の産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。

※加入者証は、原則として以下にご記入いただいた住所に送付します。送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所および、〇〇病院〇〇科までご記入ください。

郵送物送付先住所	フリガナ 〒				
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設(郵便物送付先が勤務先の場合は、ご記入不要です。)					
名 称	フリガナ 病院 科				
所在地	フリガナ 〒 TEL				

他の医師賠償責任保険契約 無 有 (保険会社: 保険金額: 満期日: 年 月 日)

加入項目・支払方法に✓してください。			保険料	保険料支払方法
I. 勤務医師賠償責任保険	☐ 300型	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	☐ 口座振替 (2026年2月1日付) ご加入のみ ☐ 銀行振込
	☐ 200型		円	
	☐ 100型		中途加入保険料	
	☐ ()型		円	
	☐ オプション		円	
II. 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険	☐ 勤務医	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	円
	☐ 診療所(□ 勤務医包括 有)		中途加入保険料	
III. クレーム対応費用保険	☐ 勤務医 ☐ 診療所	☐ 新規 2026年2月1日～1年間 ☐ 中途加入()月()日	新規加入保険料	円
IV. 勤務医サイバー保険	☐ サイバー5,000万 ☐ サイバー3,000万 ☐ サイバー1,000万		円	
銀行振込日・振込銀行	月 日 銀行	銀行振込合計保険料 ※銀行振込分の合計保険料をお振込みください		円
V. トータルサポートプラン	☐ 資料請求希望			

<送付先> 取扱保険代理店
株式会社カイトー
FAX : 03-3369-8851
MAIL: med-jns@kaito.co.jp


振込先:みずほ銀行 東京中央支店
普通 2015946 日本脳神経外科学会
「カナ氏名+生年月日(西暦8ケタ)」でお振込ください。
メールはこちら

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK